

議案第8号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第5条第1項</u>の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の<u>登録</u> 1件につき18,000円</p> <p>(302) 略</p> <p>(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく<u>建築士事務所</u>の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第4条第2項又は第3項</u>の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の<u>免許</u> 1件につき18,000円</p> <p>(302) 略</p> <p>(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく<u>1級建築士事務所等</u>の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p>

(304) 建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録（同条第3項の規定による更新の登録を含む。）がなされていることを証する書類の交付 1件につき650円

(305)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(14) 略

(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号の手数料 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者

(16) 略

(17) 建築士法第26条の3第1項の規定により知事の指定する者に建築士事務所の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第303号の手数料 建築士事務所の登録の実施に関する事務を行う者

(18) 略

(304) 建築士法第23条第1項の規定による1級建築士事務所等の登録（同条第3項の規定による更新の登録を含む。）に関する証明書の交付 1件につき650円

(305)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(14) 略

(15) 略

(16) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。